

埼玉県浦和競馬組合公募型プロポーザル公告

下記の業務委託について、企画提案を公募する。

令和6年1月15日

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕

1 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度 浦和競馬総合プロモーション業務委託

(2) 業務内容

令和6年度 浦和競馬総合プロモーション業務委託に関する企画提案実施要項（以下「実施要項」という。）及び令和6年度 浦和競馬総合プロモーション業務委託提案仕様書（以下「仕様書」という。）による

(3) 委託場所

さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 委託上限額

251,823,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案に参加するものは、公告日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、(6)(7)については、公告の日から本契約の成立までの期間においても、要件を満たしていること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 過去5年間（平成31年4月1日以降の契約日）に、「本業務の委託上限額と同規模程度の公営競技の年間広報事業」または「本業務の委託上限額と同規模程度のイベント事業」における実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(6) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

- (7) 埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (8) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第76条の規定により組合の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

3 事前説明会 実施しない

4 質問事項の受付について

(1) 受付期間

公告の日から令和6年1月23日（火）午後5時まで

(2) 質疑方法

質問は、「質問書」（様式第2号）により行うものとし、下記の電子メールアドレス宛に、送信することとする。

埼玉県浦和競馬組合 総務課 ファンサービス・広報担当

電子メール：u.kikaku@urawa-keiba.or.jp

(3) 回答日時

令和6年1月26日（金）

※質問と回答の内容は、競争性を阻害する恐れがない限りにおいて、埼玉県浦和競馬組合のホームページ「入札・公募情報」（<https://blog.urawa-keiba.jp/tender/>）に掲載（当日午後5時までに掲載）し、個別の回答はしない。

5 企画提案参加資格の確認

本企画提案に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに資料の提出がなかった場合、本企画提案への参加を認めない。

(1) 受付期間

公告の日から令和6年1月29日（月）午後5時まで

(2) 提出書類と提出方法

以下のア～ウの書類を、電子メールにより、上記の4(2)の電子メールアドレス宛に、提出すること。

ア 「企画提案参加資格確認申請書」（様式第1号）

イ 過去5年間（平成31年4月1日以降の契約日）に、「本業務の委託上限額と同規模程度の公営競技の年間広報事業」または「本業務の委託上限額と同規模程度のイベント事業」における実績があることを確認できる書類（「契約書の写し」及び「業務完了報告書または振込が確認できる通帳の写し」等）。また、実績は業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるものとする。

ウ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類（納税証明書）

(3) 確認結果の通知

令和6年2月2日(金)午後5時までに電子メールにより通知する。

6 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出方法

電子メールにより、上記の4(2)の電子メールアドレス宛に、提出すること。

(3) 企画提案書の作成方法

実施要項及び仕様書のとおり

(4) 提出期限

令和6年2月19日(月)午後5時まで

7 プレゼンテーション審査会の実施について

企画提案書について、以下のとおりプレゼンテーション審査(提案競技会)を実施する。

(1) 日 時

令和6年2月27日(火)

※プレゼンテーションは参加者ごとに行い、参加者ごとの開始時間は個別に連絡する。

(2) 場 所

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 3号スタンド4階会議室

(3) 実施方法

実施要項のとおり

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて応募書類を提出した場合

イ 提出した応募書類に虚偽の記載を行った場合

ウ 実施要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合、仕様書に記載の仕様を満たさない提案を行った場合

エ 企画提案書の内容に見合う実施体制が整備されておらず、本業務の遂行にあたり支障を来すことが明らかである場合

オ 見積書の金額が、1(5)の委託上限額を超える場合

カ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

令和6年2月29日(木)までに、すべての企画提案参加者に選定又は非選定の結果を電話またはメールで通知し、埼玉県浦和競馬組合のホームページ「入札・公募情報」(<https://blog.urawa-keiba.jp/tender/>)においても公表する。

9 契約手続

審査結果の通知後、委託先候補者に選定された者と、埼玉県浦和競馬組合との間で、契約に向けて仕様等の詳細について協議を実施し、協議が整った時点で、受託者として決定する。

協議が不調に終わった場合は、企画提案競技会での得点が次点であった者との間で協議を実施する。なお、協議の結果、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

10 契約保証金

埼玉県浦和競馬組合の財務規則第62条の規定による。

11 その他

- (1) 提出された書類については返却しない。
- (2) この企画提案にかかる一切の費用は、企画提案参加者が負担すること。埼玉県浦和競馬組合はこれに係る経費は一切負担しない。
- (3) 書類の提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由においても受け付けない。
- (4) 虚偽の記載をした「企画提案参加資格確認申請書」は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託候補者決定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した「企画提案参加資格確認申請書」についても無効とする。
- (5) 「企画提案参加資格確認申請書」の提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式第3号）により届け出るものとする。